

滋賀県産業立地促進資金の概要（令和4年4月以降）

産業立地を促進し、地域経済の発展に寄与することを目的として、県内において、新たに土地を取得（賃借を含む。）し、工場または研究所を建設する中小企業者等に対する必要な資金の低利融資制度を設けています。

名 称	滋賀県産業立地促進資金
金 利	1.25%（固定金利） ※金融情勢等により、融資利率を変更することがあります。
融資対象者	融資対象地域内において、新たに1,000㎡以上の土地を取得（賃借を含む）し、工場・研究所を新設または増設する中小企業者および協同組合 ○業種：製造業（日本標準産業分類中分類09～32）
融資対象地域	工場：認定産業団地 研究所：県下全域
融資対象経費	設備資金（土地取得・造成、工場・研究所の建設、機械設備等）
融資限度額	2億円（土地取得：1億円） ※ただし対象経費の60%以内
償還期間	10年以内（うち据置期間2年以内）
信用保証料率	0.45～1.90%（標準保証料率（責任共有保証）を適用） ※有担保の場合△0.1%
担保・保証	取扱金融機関または滋賀県信用保証協会の定めるところによる
手 続 き	①融資対象要件確認：事前に確認申請書提出（企業→知事） →知事が確認書を交付（市町へ意見聴取） ②融資申込：土地取得、造成、施設設置、設備設置の4回申込可能 申込書に確認書添付（企業→金融機関） →金融機関が融資決定 ※融資対象要件確認書が交付されても、金融機関の審査により、ご希望に添えない場合もあります。
取扱金融機関	商工組合中央金庫 地方銀行（滋賀・関西みらい・大垣共立・京都・福井） 信用金庫（滋賀中央・長浜・湖東・京都・京都中央） 信用組合（滋賀県・滋賀県民・京滋・近畿産業） 滋賀県信用農業協同組合連合会
受付機関	県（融資対象要件確認申請）・金融機関（融資申込）

※ 認定産業団地：工業団地・工場適地（工場立地法）・農産団地（農村地域への産業の導入の促進等に関する法律）を対象として、管内市町の申請に基づき、重点的に産業立地を進めるべき地区として知事が認定した地区

問い合わせ先：企業立地推進室

TEL:077-528-3792

FAX:077-528-4876

E-mail:fd00050@pref.shiga.lg.jp

滋賀県産業立地促進資金の概要・フローおよび融資要綱・様式は、県ホームページからダウンロードすることができます。

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/kougyou/17902.html>